

令和4年度偕行社総会

行社への位置づけなどにはやや違和感を持つ。偕行社は戦後の厳しい情勢の中、苦労してやってきたのだが色々変えていく必要がある。つばさ

会、水交会の行事を見ると現役とのつながりの強さを感じるが偕行社はまだまだというところ。

現在陸修会との合同について、名称も含め議論されている。偕行社は、戦後は陸軍将校の同窓会であったが、高齢化でこのままでは消滅してしまう。そこに自衛隊退官者有志が入ってきているが、陸自の退官者の会ではないということ、財政基盤が脆弱であるという問題がある。そこで陸自のOB会を作つてもらいた。

陸自に組織的に継承してもらう方向で議論している。陸自もすでに長い歴史と伝統を持っている。名称についてはアンケートも行うのでよろしくお願いしたい」でした。

次に奥村専務理事から会務報告「平成30年から取り組んできた偕行社の改革について」の紹介がありました。その全文を掲載しています。

吉田圭秀陸将の講話をいただきました。

開会の辞、国歌斉唱、黙祷に続き理事長から挨拶がありました。その概要は、「戦没者の慰靈祭、防衛省の殉職隊員の追悼式などにおける偕

編集委員会

10月7日（金）10時15分よりGH市ヶ谷瑠璃の間において、陸上幕僚長などのご来賓、法人会員、賛助会員・家族会員・一般会員など約170名のご出席を得て、令和4年度偕行社総会が開催されました。



総会で挨拶をする森理事長



講話中の吉田陸上幕僚長

ロシアという国連常任理事国で核武装国家が同じ国連加盟国を全面攻撃し、時計の針を一世紀巻き戻したことになつた。ロシアには焦りとおどりがあつた。日本としては、自らの防衛努力と日米同盟の拡大抑止の重要性、我々の考える軍事的合理性の範疇だけで考えるのでなく、最悪を想定する必要性などが強調された。戦術的には各級指揮官が自ら考えて行動すること、すべての戦闘力の組織化、失敗から深刻に学ぶことなどがウクライナ側の強さを引い

来の陸上自衛隊」との演題で1時間以上にわたり、質疑応答まで対応されました。

て話された。また情報戦、心理戦などの具体的な事例も紹介されました。

陸自の置かれている時代の流れと国際情勢の戦略的分析、全領域にわたる戦い方、先端技術の戦いへ与える影響、陸自の取り組むべきことなどについて極めて示唆に富んだ話を伺うことができ、参加者にとって貴重かつ有意義な時間となりました。

偕行社総会時の「会務報告」

本日は、平成30年度から取り組んできた偕行社の改革について、概要をご紹介する。

1 改革の背景

平成30年度当時の偕行社は、陸上自衛隊等の元幹部自衛官の一部の有志が入会し運営を任せられつつあったが、陸軍の元将校（将校養成課程にあつた者を含む）の高齢化に伴う急激な減少と元幹部自衛官が増えないことによる会員の継続的な減少、日本経済の長期停滞による資産運用益の大額な減少と会費収入の逐年の減少により、数年前から増加傾向にあつた赤字が三千万円に達し、そのまま推移すれば、概ね20数年で資産が枯渇し活動の停止を余儀なくされ

る状況であった。

いわば、偕行社にとって、その存続が最優先事項であり、収支均衡予算による運営を前提とした財務状況に見合ったコンパクトで効率的な新体制への速やかな移行が急務であった。

一方、一層厳しさを増す安全保障環境のもと、わが国防衛の任務を遂行する陸上自衛隊に対する支援が強く求められるなか、運営を担うべき元幹部自衛官の会勢拡大が遅々として進まないなどの課題をかかえ、またもなく元幹部自衛官のみの組織による偕行社は、その在るべき方向（理念）に基づき活動する新体制に移行するとともに、元幹部自衛官の会員に支えられた持久力のある新体制への移行が必要であった。

令和3年度に策定した「偕行社の在るべき方向（理念）」（後述）に基づき、事業を精選及び効率化し、安

く求められるなか、運営を担うべき元幹部自衛官の会勢拡大が遅々として進まないなどの課題をかかえ、またもなく元幹部自衛官のみの組織による偕行社は、その在るべき方向（理念）に基づき活動する新体制に移行するとともに、元幹部自衛官の会員に支えられた持久力のある新体制への移行が必要であった。

今後とも資産運用益が全く期待できない現下の経済情勢にあつては、現有の資産（債券や株など）を保全しつつ赤字を縮小するためには、その一部を不動産（土地・建物）として保持することは適った資産の保持と考え、令和2年10月の臨時評議員会において承認を得て、令和3年3月に新社屋を購入して、賃借料を解消した。

令和4年度からの収支均衡予算にて効率的な体制への移行状況の実現

（1）令和4年度からの収支均衡予算の実現

令和4年度からの収支均衡予算による運営を目指として、事業費に加え、赤字の大きな要因となっていた

社屋の賃借料（定期刊行誌『偕行』の発行費及び人件費などの支出を削減するとともに、当面期待できる会

費などの収入の増大に努めてきたが、令和4年度の収支予算では一千万円の赤字を計上せざるを得なかつた。

いわば、偕行社にとって、その存続が最優先事項であり、収支均衡予算による運営を前提とした財務状況に見合ったコンパクトで効率的な新体制への速やかな移行が急務であった。

一方、一層厳しさを増す安全保障環境のもと、わが国防衛の任務を遂行する陸上自衛隊に対する支援が強く求められるなか、運営を担うべき元幹部自衛官の会勢拡大が遅々として進まないなどの課題をかかえ、またもなく元幹部自衛官のみの組織による偕行社は、その在るべき方向（理念）に基づき活動する新体制に移行するとともに、元幹部自衛官の会員に支えられた持久力のある新体制への移行が必要であった。

今後とも資産運用益が全く期待できない現下の経済情勢にあつては、現有の資産（債券や株など）を保全しつつ赤字を縮小するためには、その一部を不動産（土地・建物）として保持することは適った資産の保持と考え、令和2年10月の臨時評議員会において承認を得て、令和3年3月に新社屋を購入して、賃借料を解消した。

（4）定期刊行誌『偕行』の隔月発行定期刊行誌『偕行』の発行要領について検討し、令和3年7月の臨時評議員会において承認を得て、從来

費などの収入の増大に努めてきたが、令和4年度の収支予算では一千万円の赤字を計上せざるを得なかつた。

一方、一層厳しさを増す安全保障環境のもと、わが国防衛の任務を遂行する陸上自衛隊に対する支援が強く求められるなか、運営を担うべき元幹部自衛官の会勢拡大が遅々として進まないなどの課題をかかえ、またもなく元幹部自衛官のみの組織による偕行社は、その在るべき方向（理念）に基づき活動する新体制に移行するとともに、元幹部自衛官の会員に支えられた持久力のある新体制への移行が必要であった。

の毎月発行から隔月発行に変更して、発行費を縮小した。

（5）事務局の人員の削減

新社屋の購入に伴い事務局の削減について検討し、令和2年10月の臨時評議員会において承認を得て、人件費を6人から4人に削減して、人件費を削減した。

（6）会員と会費の一本化による増収

会員を6人から4人に削減して、人件費を削減した。

時評議員会において承認を得て、人件費を削減した。

引き続き偕行社が活動していくため、普通会員A（会費：四千円）と普通会員B（会費：一千円）の区分をなくして普通会員とし、会費を一律5千円にするについて、令和3年7月の臨時評議員会において承認を得て、会費収入の増収に努めた。

また、個人及び法人会員の会員拡大並びに寄付金・助成金の増大及び収益事業による収入の増加にも努めている。

（1）陸上自衛隊に対する支援を重視する活動への変換

自衛隊は、核保有国による非核保

有国への侵略を防止することが出来ない国際社会にあって、わが国はロシア、中国、北朝鮮といった、わが国とは政治体制の異なる核保有国に囲まれるなど、これまでにない厳しい安全保障環境のもと、わが国の防衛という役割を果たすことが求められている。

そのようななか、自衛隊は、防衛予算などからする人的・物的制約に加え、憲法上の制約により、軍隊としての地位を与えられておらず、それから派生する多くの重要な課題を抱えている。それらの諸課題の克服は、現状において現職幹部自衛官による自助努力のみで解決することは困難であり、自衛隊の元幹部自衛官による強力な支援が必要である。

一方、現在の偕行社は、戦後、その帰属すべき組織である陸軍が解体され存在しないなか、昭和32年陸軍の元将校有志によって戦没者の慰霊・顕彰や陸軍関係の戦争犠牲者の福祉増進などを目的とした同窓会的組織として再建された偕行社を、平成13年陸上自衛隊等の元幹部自衛官の一部の有志が入会し運営を引き継ぎ、平成23年戦没者の慰霊・顕彰に対する支援を活動の中心におく

加え安全保障に関する研究と提言や

自衛隊に対する必要な協力をを行う公益財團法人に移行し、その運営は陸上自衛隊等の元幹部自衛官に任せつつある。

後は、明治10年修養研鑽と親和団結を目的とした陸軍の現役将校の会として設立され、明治・大正・昭和に亘るわが国の近代国家建設の過程において、陸軍の中核として国家存亡にかかるわが国の枢要な軍事の任にあたられた戦前の偕行社の役割としての地位を与えられておらず、そりと良き伝統を継承して、安全保障に關して陸上自衛隊が抱える諸課題を支援しあるいはその解決に向け政治や国民に広く周知することは喫緊の課題である。

(2) 偕行社の在るべき方向（理念）の確立

将来体制検討委員会等（令和4年度から「運営企画会議」に名称を変更）において検討を行い、「偕行社は、陸上自衛隊等の元幹部自衛官全員により支えられる公益財團法人として、これまでの偕行社の良き伝統を受け継ぎ、英靈の慰霊・顕彰を行うとともに、わが国の防衛に関する諸課題の是正をして陸上自衛隊に対する支援を活動の中心におく

との結論を得た。

そして、今後の偕行社の在るべき方向（理念）として、「陸上防衛戦略を含む安全保障等に関する調査・研究・普及を行ふとともに、防衛基盤として設立され、明治・大正・昭和に亘るわが国の近代国家建設の過程において、陸軍の中核として国家存亡にかかるわが国の枢要な軍事の任にあたられた戦前の偕行社の役割としての地位を与えられておらず、そりと良き伝統を継承して、安全保障に關して陸上自衛隊が抱える諸課題を支援しあるいはその解決に向け政治や国民に広く周知することは喫緊の課題である。

保に寄与する。上記の目的達成のための諸事業を推進することとともに、あわせて広く会員等相互の研鑽・研究及び親睦と団結に資する諸事業を推進する」と定め、令和3年7月の臨時評議員会において承認を得て、今後元幹部自衛官主体の組織となる「偕行社の在るべき方向（理念）」を確立した。

(3) 定款の変更

「偕行社の在るべき方向（理念）」に基づき、定款に定める偕行社の目的（第3条）及び事業（第4条）を変更するため、変更認定申請にて、令和3年11月の臨時評議員会において承認を得て、同年12月内閣府に提出し、令和4年2月それらの変更について認定を受け、同年3月の臨時評議員会において承認を得て、

別紙第1・定款の変更（新旧比較）

(4) 陸上自衛隊に対する支援を重視した活動の開始

和4年度から、新たな偕行社の在るべき方向（理念）に基づき、安全保障等に関する調査・研究・普及、陸上自衛隊等に対する必要な協力、英靈の慰霊・顕彰等を行い、防衛基盤として設立され、明治・大正・昭和に亘るわが国の近代国家建設の過程において、陸軍の中核として国家存亡にかかるわが国の枢要な軍事の任にあたられた戦前の偕行社の役割としての地位を与えられておらず、そりと良き伝統を継承して、安全保障に關して陸上自衛隊が抱える諸課題を支援しあるいはその解決に向け政治や国民に広く周知することは喫緊の課題である。

9月には、本年末までに見直しが予定されている国家安全保障戦略等の安保関連3文書の改定に向けた提言として、統合・陸・海・空幕僚長、防衛大臣、自民党・公明党に対し隊員殉職者の追悼等を主軸とする新たな活動を開始した。

9月には、本年末までに見直しが予定されている国家安全保障戦略等の安保関連3文書の改定に向けた提言として、統合・陸・海・空幕僚長、防衛大臣、自民党・公明党に対し隊員殉職者の追悼等を主軸とする新たな活動を開始した。

今後、收支均衡予算に向けた収支の改善と事業の精選・充実に努め、陸上自衛隊に対する支援を充実・強化させていく所存である。引き続き、会員皆様のご支援・ご協力をお願いする。

4 会員により支えられた持久力のある新体制への移行状況

(1) 陸修会との合同の必要性

偕行社は、令和4年度から「偕行社の在るべき方向（理念）」に基づ

き陸上自衛隊に対する支援を重視した活動を開始することになるが、現在の偕行社は元幹部自衛官の一部の有志が入会して継承していることから、陸上自衛隊の現職幹部自衛官や

元幹部自衛官の殆どに偕行社の存在や役割が十分に認識されていない面もあり、あるいは偕行社が陸上自衛隊の元幹部自衛官の組織として認識されていないため、陸上自衛隊との一体感に乏しく、元幹部自衛官の会勢の拡大は難しい状況である。

この問題の解決には、偕行社は、在新体制へ移行して陸上自衛隊を支援する組織であることを認知して貰うことにより加え、陸上自衛隊の元幹部自衛官が自衛官であつた矜持をもち、陸上自衛隊を支援する活動への参画意識を高揚させることが必要である。

このような問題認識のもと、偕行社の活動を末永く続けていくためには、令和4年4月27日偕行社と同じ目的及び事業を掲げて設立される「陸上自衛隊の幹部退官者の会（陸修会）」に偕行社を組織的に継承し、元幹部自衛官が帰属意識を強く持つ陸上自衛隊の元幹部自衛官の組織とすることが必須であり、偕

行社の組織上の課題を補完して組織力向上させ偕行社を存続させ得ることが期待できる合同について、「陸修会」に提案することとした。

(2) 合同の時期

イ 合同後の名称

(4) 主要な合同協議事項

（1）現在の主要な合同協議の内容は、次のとおり。これらの協議内容につ

き有志が入会して継承していることから、陸上自衛隊の現職幹部自衛官や

元幹部自衛官の殆どに偕行社の存在や役割が十分に認識されていない面もあり、あるいは偕行社が陸上自衛隊に対する支援を速やかに充実させることができないため、偕行社は、在

年の8月以降合同について協議を開始することについて、令和4年3月の臨時評議員会において承認を得た。

（2）合同の協議

（3）合同についての早期合意

（4）合同後における地

方組織（各地偕行会との関係）の検討

（5）合同についての早期合意

（6）会員制度

（7）陸修会が合同後に立ち上げる地

方組織（各地偕行会との関係）の検討

（8）会員制度

（9）陸修会が合同後に立ち上げる地

方組織（各地偕行会との関係）の検討

（10）会員制度

（11）陸修会が合同後に立ち上げる地

方組織（各地偕行会との関係）の検討

（12）会員制度

（13）陸修会が合同後に立ち上げる地

方組織（各地偕行会との関係）の検討

（14）会員制度

（15）陸修会が合同後に立ち上げる地

方組織（各地偕行会との関係）の検討

（16）会員制度

（17）陸修会が合同後に立ち上げる地

方組織（各地偕行会との関係）の検討

（18）会員制度

（19）陸修会が合同後に立ち上げる地

方組織（各地偕行会との関係）の検討

（20）会員制度

（21）陸修会が合同後に立ち上げる地

方組織（各地偕行会との関係）の検討

（22）会員制度

（23）陸修会が合同後に立ち上げる地

方組織（各地偕行会との関係）の検討

（24）会員制度

（25）陸修会が合同後に立ち上げる地

方組織（各地偕行会との関係）の検討

（26）会員制度

（27）陸修会が合同後に立ち上げる地

方組織（各地偕行会との関係）の検討

（28）会員制度

（29）陸修会が合同後に立ち上げる地

方組織（各地偕行会との関係）の検討

（30）会員制度

（31）陸修会が合同後に立ち上げる地

方組織（各地偕行会との関係）の検討

（32）会員制度

（33）陸修会が合同後に立ち上げる地

方組織（各地偕行会との関係）の検討

（34）会員制度

（35）陸修会が合同後に立ち上げる地

方組織（各地偕行会との関係）の検討

（36）会員制度

（37）陸修会が合同後に立ち上げる地

方組織（各地偕行会との関係）の検討

（38）会員制度

（39）陸修会が合同後に立ち上げる地

方組織（各地偕行会との関係）の検討

（40）会員制度

（41）陸修会が合同後に立ち上げる地

方組織（各地偕行会との関係）の検討

（42）会員制度

（43）陸修会が合同後に立ち上げる地

方組織（各地偕行会との関係）の検討

（44）会員制度

（45）陸修会が合同後に立ち上げる地

方組織（各地偕行会との関係）の検討

（46）会員制度

（47）陸修会が合同後に立ち上げる地

方組織（各地偕行会との関係）の検討

（48）会員制度

（49）陸修会が合同後に立ち上げる地

方組織（各地偕行会との関係）の検討

（50）会員制度

（51）陸修会が合同後に立ち上げる地

方組織（各地偕行会との関係）の検討

（52）会員制度

（53）陸修会が合同後に立ち上げる地

方組織（各地偕行会との関係）の検討

（54）会員制度

（55）陸修会が合同後に立ち上げる地

方組織（各地偕行会との関係）の検討

（56）会員制度

（57）陸修会が合同後に立ち上げる地

方組織（各地偕行会との関係）の検討

（58）会員制度

（59）陸修会が合同後に立ち上げる地

方組織（各地偕行会との関係）の検討

（60）会員制度

（61）陸修会が合同後に立ち上げる地

方組織（各地偕行会との関係）の検討

（62）会員制度

（63）陸修会が合同後に立ち上げる地

方組織（各地偕行会との関係）の検討

（64）会員制度

（65）陸修会が合同後に立ち上げる地

方組織（各地偕行会との関係）の検討

（66）会員制度

（67）陸修会が合同後に立ち上げる地

方組織（各地偕行会との関係）の検討

（68）会員制度

（69）陸修会が合同後に立ち上げる地

方組織（各地偕行会との関係）の検討

（70）会員制度

（71）陸修会が合同後に立ち上げる地

方組織（各地偕行会との関係）の検討

（72）会員制度

（73）陸修会が合同後に立ち上げる地

方組織（各地偕行会との関係）の検討

（74）会員制度

（75）陸修会が合同後に立ち上げる地

方組織（各地偕行会との関係）の検討

（76）会員制度

（77）陸修会が合同後に立ち上げる地

方組織（各地偕行会との関係）の検討

（78）会員制度

（79）陸修会が合同後に立ち上げる地

方組織（各地偕行会との関係）の検討

（80）会員制度

（81）陸修会が合同後に立ち上げる地

方組織（各地偕行会との関係）の検討

（82）会員制度

（83）陸修会が合同後に立ち上げる地

方組織（各地偕行会との関係）の検討

（84）会員制度

（85）陸修会が合同後に立ち上げる地

方組織（各地偕行会との関係）の検討

（86）会員制度

（87）陸修会が合同後に立ち上げる地

方組織（各地偕行会との関係）の検討

（88）会員制度

（89）陸修会が合同後に立ち上げる地

方組織（各地偕行会との関係）の検討

（90）会員制度

（91）陸修会が合同後に立ち上げる地

方組織（各地偕行会との関係）の検討

（92）会員制度

（93）陸修会が合同後に立ち上げる地

方組織（各地偕行会との関係）の検討

（94）会員制度

（95）陸修会が合同後に立ち上げる地

方組織（各地偕行会との関係）の検討

（96）会員制度

（97）陸修会が合同後に立ち上げる地

方組織（各地偕行会との関係）の検討

（98）会員制度

（99）陸修会が合同後に立ち上げる地

方組織（各地偕行会との関係）の検討

（100）会員制度

（101）陸修会が合同後に立ち上げる地

方組織（各地偕行会との関係）の検討

（102）会員制度

（103）陸修会が合同後に立ち上げる地

方組織（各地偕行会との関係）の検討

（104）会員制度

（105）陸修会が合同後に立ち上げる地

方組織（各地偕行会との関係）の検討

（106）会員制度

（107）陸修会が合同後に立ち上げる地

方組織（各地偕行会との関係）の検討

（108）会員制度

（109）陸修会が合同後に立ち上げる地

方組織（各地偕行会との関係）の検討

（110）会員制度

（111）陸修会が合同後に立ち上げる地

方組織（各地偕行会との関係）の検討

（112）会員制度

（113）陸修会が合同後に立ち上げる地

方組織（各地偕行会との関係）の検討

（114）会員制度

（115）陸修会が合同後に立ち上げる地

方組織（各地偕行会との関係）の検討

（116）会員制度

（117）陸修会が合同後に立ち上げる地

方組織（各地偕行会との関係）の検討

（118）会員制度

（119）陸修会が合同後に立ち上げる地

方組織（各地偕行会との関係）の検討

（120）会員制度

（121）陸修会が合同後に立ち上げる地

方組織（各地偕行会との関係）の検討

（122）会員制度

（123）陸修会が合同後に立ち上げる地

方組織（各地偕行会との関係）の検討

（124）会員制度

（125）陸修会が合同後に立ち上げる地

方組織（各地偕行会との関係）の検討

（126）会員制度

（127）陸修会が合同後に立ち上げる地

方組織（各地偕行会との関係）の検討

（128）会員制度

（129）陸修会が合同後に立ち上げる地

方組織（各地偕行会との関係）の検討

（130）会員制度

（131）陸修会が合同後に立ち上げる地

方組織（各地偕行会との関係）の検討

（132）会員制度

（133）陸修会が合同後に立ち上げる地

方組織（各地偕行会との関係）の検討

（134）会員制度

（135）陸修会が合同後に立ち上げる地

方組織（各地偕行会との関係）の検討

（136）会員制度

（137）陸修会が合同後に立ち上げる地

方組織（各地偕行会との関係）の検討

（138）会員制度

（139）陸修会が合同後に立ち上げる地

方組織（各地偕行会との関係）の検討

（140）会員制度

（141）陸修会が合同後に立ち上げる地

方組織（各地偕行会との関係）の検討

（142）会員制度

（143）陸修会が合同後に立ち上げる地

方組織（各地偕行会との関係）の検討

（144）会員制度

（145）陸修会が合同後に立ち上げる地

方組織（各地偕行会との関係）の検討

（146）会員制度

（147）陸修会が合同後に立ち上げる地

方組織（各地偕行会との関係）の検討

（148）会員制度

（149）陸修会が合同後に立ち上げる地

方組織（各地偕行会との関係）の検討

（150）会員制度

（151）陸修会が合同後に立ち上げる地

方組織（各地偕行会との関係）の検討

（152）会員制度

（153）陸修会が合同後に立ち上げる地

方組織（各地偕行会との関係）の検討

（154）会員制度

（155）陸修会が合同後に立ち上げる地

方組織（各地偕行会との関係）の検討

（156）会員制度

（157）陸修会が合同後に立ち上げる地

方組織（各地偕行会との関係）の検討

（158）会員制度

（159）陸修会が合同後に立ち上げる地

方組織（各地偕行会との関係）の検討

（160）会員制度

（161）陸修会が合同後に立ち上げる地

方組織（各地偕行会との関係）の検討

（162）会員制度

（163）陸修会が合同後に立ち上げる地

方組織（各地偕行会との関係）の検討

（164）会員制度

（165）陸修会が合同後に立ち上げる地

方組織（各地偕行会との関係）の検討

（166）会員制度

（167）陸修会が合同後に立ち上げる地

方組織（各地偕行会との関係）の検討

（168）会員制度

（169）陸修会が合同後に立ち上げる地

方組織（各地偕行会との関係）の検討

（170）会員制度

（171）陸修会が合同後に立ち上げる地

方組織（各地偕行会との関係）の検討

（172）会員制度